（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	こと。栄養価は、暫定的に定めたものである。

（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	
（略）	

○国土交通省告示第五百十四号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十九年国土交通省告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈠ア及び一㈣ウ、一㈠ウ又は一㈣キの規定により計算して得た金額に十分の九を乗じた金額とする。

二　（略）

三　別表の三の項から六の項までの上欄に掲げる航空機（同表の三の項及び四の項の上欄に掲げる航空機にあっては、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、別表の下欄に掲げる金額以下で別に定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、前号の規定にかかわらず、当該金額とする。

四　（略）

別表

航空機	期間	金額
一　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るものを除く。以下同じ。）に着陸する航空機のうち国際航空に従事するもの（次項から六の項まで、八の項及び十四の項に掲げるものを除く。）	平成十五年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額

改正前

一　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈠ア及び一㈣ウ、一㈠ウ又は一㈣キの規定により計算して得た金額に十分の九を乗じた金額とする。

二　（略）

三　別表の三の項及び四の項の上欄に掲げる航空機であって、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして指定された空港に着陸するものの着陸料の額について、別表の下欄に掲げる金額以下で別に定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、前号の規定にかかわらず、当該金額とする。

四　（略）

別表

航空機	期間	金額
一　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るものを除く。以下同じ。）に着陸する航空機のうち国際航空に従事するもの（次項から四の項まで、七の項及び十三の項に掲げるものを除く。）	平成十五年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イ又はウの規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額